

## 非行少年等立ち直り支援事業「あすくる」について ～子どもたちに明るい明日がくるように～

滋賀県健康福祉部子ども・青少年局  
虐待・非行防止対策チーム

### 1. 非行少年等立ち直り支援事業「あすくる」とは

非行等の問題を抱え、自分の居場所もなく悩み苦しんでいる少年が、自分自身を見つめ直し、自分の課題を克服しながら社会に適応できるように、丁寧なアセスメントを基にして個別プログラムを組んで立ち直り支援を行っている。「あすくる」とは、少年が支援を受けて立ち直るための地域の学校（あ・すくーる）であり、少年に「明るい明日が来るように」という願いを込めて付けられた呼称である。

### 2. 支援対象少年

- ・非行等の問題を抱えた中学生から成人するまでの少年
- ・それらの少年の保護者にも家庭支援プログラムによる支援を行う

※非行等の問題を抱えた少年とは、

- ・犯罪少年、ぐ犯少年、触法少年、不良行為等の反社会的問題行動を有する少年
- ・不登校、引きこもり等の非社会的問題行動を有する少年で非行性が内在すると認められる少年（家庭内暴力、自傷他害行為など）

### 3. 支援実施の拠点

市町が設置する少年補導センター内に青少年立ち直り支援センター「あすくる」機能を置き、当該センターを拠点としている。現在、県内 16 カ所ある少年補導センターのうち 9 カ所に「あすくる」が設置されている。

### 4. 支援体制

#### (1) 総合コーディネーター

県は、少年の立ち直り支援に関する専門的な知識、経験を有する適任者を総合コーディネーターとして選任する。平成 22 年度は、①大学教授②弁護士③精神科医④元少年院長⑤元県警少年サポートセンター長の 5 名である。

総合コーディネーターは、システムの効果的な運営および少年の支援に当たっての個々の問題に対して、専門的な見地から指導・助言する。

#### (2) 支援実施要員

少年補導センターは「あすくる」に、次の支援実施要員を配置して非行少年等の立ち直り支援に当たっている。なお、県は、①～③の支援実施要員の配置に要する経費を補助し

ている。

①支援コーディネーター

支援開始から終了までの間、個々の少年の支援およびそのプログラムの進行・管理および調整を図る。

②心理臨床を担当する職員

臨床心理士またはこれに準ずる能力を有する者で、心理学的側面から少年または保護者の支援を行う。

③教員

学力補充支援、進路指導の実施および学校等との連絡・調整等を図る。

④無職少年対策指導員（各少年補導センター）

無職少年の支援につき、支援コーディネーターを補佐する。

⑤少年補導センター職員（各少年補導センター）

対象少年の支援全般について担当する。

(3) 支援協力機関等

「あすくる」における効果的な支援を図るための方策や個々の少年等に関する問題の対策等について検討し、関係機関との密接な連携を図っている。

中学校・高等学校等、警察署・少年サポートセンター、子ども家庭相談センター（児童相談所）、公共職業安定所（ハローワーク）、市町児童福祉主管課、健康福祉事務所（保健所・県福祉事務所）、その他必要と認める機関・団体等（保護司会、民生委員児童委員・主任児童委員、スクールサポートチーム等）

(4) 支援ボランティア・企業等

支援プログラムの各過程において、県民から広く公募し登録した青少年支援サポーターや支援協力企業・NPO等と連携し、支援を実施している。

## 5. 支援実施要領

(1) 支援実施の決定

①中学・高等学校、警察、少年補導センター、子ども家庭相談センターや各市町、その他の相談機関等が「あすくる」における支援対象者として把握した少年については、必要な情報を提供し「あすくる」に引き継ぐ。

②支援引継を受けた「あすくる」において、支援コーディネーターおよび心理臨床担当職員を中心にアセスメントを実施して少年の実態を把握し、当該少年に対する支援実施を検討する。

③支援実施の検討結果に基づき、少年本人および保護者に対して「非行少年等立ち直り支援システム」について説明し、両者から同意を得たうえで支援実施を決定する。

(2) 支援プログラムの決定および変更等

アセスメントにより把握した事項を参考にして、少年や保護者の希望を十分考慮した

上で、少年が意欲的かつ効果的に支援を受けられるよう、柔軟な支援プログラムを決定する。また、支援開始時に決定した支援プログラムの遂行にこだわることなく、「あすくる」での検討や少年との面接等により、随時支援プログラムの変更、選定を行う。

### (3) 支援プログラム

支援に当たっては、少年またはその家庭が抱える課題に応じて、次に掲げるものの中から必要な支援プログラムを選択し、支援プログラム内の様々なメニューを組み合わせ、最も効果的な支援プログラムを設定する。

#### ①生活改善支援プログラム

昼夜逆転の生活など不規則な生活習慣を改善し、就学・就労支援プログラムの支援に至るまでの環境を調整するための支援を行う。

#### ②自分探し支援プログラム

カウンセリングを行って心の傷の回復や不安等を軽減するとともに、様々な体験活動を通じて自己を見つめ直し、自発性を引き出して、将来に対する夢や目標、居場所を発見できるための支援を行う。

#### ③就学支援プログラム

少年の学力に応じ、資格取得、復学、進学等に向けての基礎・応用学力の習得や進路指導等の支援を行う。

#### ④就労支援プログラム

仕事に就くための基礎的社会生活能力の習得、職場実習やアルバイトなどの職業体験、技能・資格取得等の支援を行う。

#### ⑤家庭支援プログラム

少年および保護者に対するカウンセリングやふれあい活動等を通じて、良好な家庭環境を整えるための支援を行う。

## 6. 支援経過および終了に当たって

### (1) 支援状況の定期的検討

少年の支援開始後、原則として四半期毎に、関係機関が参加するケース検討会議（ブロック会議）を開催して支援の効果を測定し、次に掲げることについて検討する。

#### ①支援プログラム変更、他の支援プログラムへの移行の検討

支援開始後、少年、保護者の意向の変更があった場合、他の支援プログラムへの移行または変更する必要が認められる場合

#### ②支援終了の検討

支援開始後、当該少年についてのプログラムを終了し、その後の支援の必要がないと認められる場合

#### ③支援中止の検討

支援開始後、支援の効果が得られないと認められる場合または当該少年に対する支援

が困難であると認められる場合

## (2) 支援終了の決定

前記(1)②③により支援終了を決定するに当たっては、当該少年およびその保護者の同意を求める。

## (3) 支援終了後の継続指導等

### ① 定期的指導

支援終了後概ね1年間は、支援センターにおいて、当該少年またはその保護者と定期的に連絡または面接をし、支援の効果を確認する。

### ② 再支援の検討

定期的指導により当該少年に支援の効果が認められない場合は、少年またはその保護者と面接し、再度支援の要否について検討する。

## 7. 支援連絡制度

支援を効果的に推進するためには、支援協力機関との連携が不可欠であり、「あすくる」は、支援協力機関等との間で、双方が「滋賀県非行少年等立ち直り支援システム運営実施要綱」に規定する個人情報の取扱いに関する規定を遵守することを確認することで、「あすくる」における支援連絡制度を確立している。「あすくる」の長は、職員の中から連絡担当者を選任し、その連絡担当者が他の機関等との情報交換を行う。

## 8. 問題、苦情等の解決

### (1) 「あすくる」における対応

少年等に対する支援上の問題、少年または保護者等からの苦情等については、「あすくる」内での検討または関係機関等を招集してのブロック会議での検討により解決を図るものとする。

### (2) 「あすくる」における解決が困難な問題等の対応

前記の対応でも解決が困難なときは、県を通じて総合コーディネーターに依頼し、その問題等の解決に当たる。

### (3) 総合コーディネーターとの連携

支援コーディネーターは、定期的に「あすくる」を訪問する総合コーディネーターとの連携を図り、「あすくる」における支援システムまたは個々の少年等の支援に対する指導・助言等を請う。

## 9. 就労・就学等に至った好事例

- ・ 卒業を間近に控えて問題行動やトラブルで不登校となった少年について、深夜はいかいかいや無職少年との交際などで卒業後の生活に不安があったため、学校からの紹介により「あすくる」で支援を開始した。「あすくる」では毎週通所して受験勉強に取り組めた。高校生になった今も週2回の通所を欠かさず、レポートや学習支援などを通し

て支援する中で、明るく高校生活を送っている。

- 非行を繰り返し、中学校との関係がうまくいかなかった少年に対して、「あすくる」で就学支援を中心に行った結果、少年が落ち着きを取り戻し、学校との関係も改善され、第1希望の高校に進学できた。
- 高校1年で中退し、昼夜逆転の生活をしていた少年に「あすくる」が就労支援をした結果、就職することができた。
- 保護観察となった少年と保護者が就労支援を希望して来所した。本人は、「すぐに働きたい。」という希望だったが、これまでほとんど就労体験がないことを考慮し、カウンセリングを通じて本人の思いや考えを整理するとともに、職業適性検査を踏まえて就労を支援する方針で定期的な支援を行った。また、職場体験も行うこととした。初の来所から3週間後、無事、支援企業に就職が決まり現在も勤務を続けている。

このように、「あすくる」では、アセスメントにより少年の非行要因を見極め、少年個人に応じた支援プログラムを作成し、関係機関と連携して支援を行うことで、多くの少年が立ち直り、就労や就学をすることができている。

# 非行少年等立ち直り支援事業（あすくる） 概要図

